## 臨時的任用職員及び特定会計年度任用職員(非常勤講師)の 勤務条件等について(令和7年度任用)

福島県教育委員会 特別支援教育課

(注) ※記載内容については、今後変更される場合もあります。 ※任用期間等により取扱いが異なる場合があります。

2024/10/1現在

## (1)常勤講師、養護助教諭、期限付実習助手、期限付寄宿舎指導員

勤	務	時	間	週当たり38時間45分(ただし、校長が定めた勤務時間の割り振りにより変更有り)
休	憩	時	間	45分(校長が定めた勤務時間の割り振りにより変更有り)
週	休日	• 休	田	日曜日及び土曜日・休日(国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日~1月3日までの日)
休	明	Ī	等	年次有給休暇…採用月数に応じて付与、病気休暇、特別休暇(忌引休暇、夏季休暇等)
給	料(	月客	頁)	基本給与 大学新卒(4年制)の場合 225,900円(1級25号給) (令和6年度)
諸	手	=	当	扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等 退職手当(勤続期間が6か月以上の場合)
支	払	方	法	毎月21日に支給(原則)
昇			給	なし ※任用の都度、給料月額が決定されます
期:	末・勤	勉手	旷	6月及び12月に支給
退	職	手	半	一般の退職手当は、原則として、退職日から1か月以内に支給されます。失業者の退職手当は、勤続期間が12か月以上で退職した者で、失業状態にある者のうち、一定の条件に該当する場合に支給されます。
公	務	災	害	地方公務員災害補償法の適用あり
社	会	保	険	当初の任用期間が2月を越える場合は、任用初日から加入

## (2)特定会計年度任用職員(非常勤講師)

				牛及仕用噸貝(非吊到碘帥)				
	①時間講師							
勤	矛	<b>5</b>	日	校長が定めます				
勤	務	時	間	校長が定めます				
休	憩	時	間	1日の勤務が6時間を超える場合は、45分とし、校長が定めます				
有	給	休	暇	年次有給休暇 週当たりの勤務日数により付与、特別休暇(忌引休暇等)				
報			陋	時間単位 2,680円 (令和6年度)				
費	用	弁	償	通勤手当に相当				
支	払	方	法	当該月の報酬は、翌月の7日に支給(原則)				
昇			給	なし				
期ョ	₹∙勤	勉手	当	支給対象となる場合があります				
退	職	手	当	支給されません				
公	務	災	害	労働者災害補償保険法の適用あり				
社	会	保	険	国民健康保険等に加入				
②医療的ケア非常勤講師(看護師)								
勤	矜	<u></u>	日	1週間につき5日以内、1年間につき210日以内とし、校長が定めます				
勤	務	時	間	1日につき7時間45分以内、1週間につき30時間以内とし、校長が定めます				
休	憩	時	間	1日の勤務が6時間を超える場合は、45分とし、校長が定めます				
有	給	休	暇	年次有給休暇 週当たりの勤務日数により付与、特別休暇(忌引休暇等)				
報			幡	時間単位 2,080円(令和6年度)				
費	用	弁	償	通勤手当に相当				
支	払	方	法	当該月の報酬は、翌月の7日に支給(原則)				
昇			給	なし				
期ョ	ŧ•勤	勉手	当	支給対象となる場合があります				
退	職	手	当	支給されません				
公	務	災	害	労働者災害補償保険法の適用あり				
社	会	保	険	厚生年金保険等に加入				